

**一般社団法人日本ロボット学会
情報公開法に対処する事項に関する覚書**

2011年11月15日理事会制定

第1条 日本ロボット学会が所有する情報の公開を請求された場合、原則として、個人情報に関するもの、特許権等新規の考案に関するもの、各種審査委員会委員名簿に関するものは公開しない。但し、文部科学省からの請求はこの限りではない。

第2条 請求者からの請求により、情報を公開するにあたり、要した費用は請求者が負担するものとする。

第3条 学会事務局に、情報公開に関する帳簿を用意し、請求者の氏名、所属組織、公開する情報の使用目的を記入させる。

第4条 この覚書の改廃は、庶務理事・企画理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この覚書は2011年11月15日から適用する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会情報公開法に対処する事項に関する覚書」の正文であることを確認する。

2011年11月15日

署名

印